平成２６年（フ）第４５９０号
大阪府豊中市服部寿町１丁目９番15―308号、前住所大阪府豊中市末広町２丁目８番22号
債務者　菊川　朋美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７８号
東京都福生市大字福生2452番地２
債務者　田澤　長治
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８３２号
東京都福生市大字熊川1662番地フェニックス拝島401号室
債務者　加納　寿映
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３８１号
神奈川県海老名市大谷北２丁目16番１―101号
債務者　矢島　武夫
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６９号
横浜市青葉区市ケ尾町1053番地16　ファーストハウス市ケ尾208
債務者　佐々木一至
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
長野県佐久市岩村田1877番地７　ハイツ上野２
債務者　大橋　寛子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４３８号
岡山市中区赤田50番地６、旧住所岡山市中区関306番地43
債務者　田辺　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７０８号
横浜市中区寿町３丁目12番地４―407、住民票上の住所横浜市中区立野26番地
債務者　神吉　勇
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８５号
川崎市川崎区貝塚１丁目12番16―403号　ワコーレ川崎
債務者　黒崎　昌子（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
川崎市高津区千年新町30番地　ヴィラヴェール411、前住所川崎市中原区上小田中５丁目14番７号　ハイツＡＫ208
債務者　戸沢　友徳
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９３号
川崎市高津区千年728番地１　立身寮304
債務者　尾方　祐二
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
川崎市高津区久末393番地８
債務者　関　慎一
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
長崎県佐世保市鹿町町鹿町1004番地２、前住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免185番地
債務者　馬場　正行
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
長崎県佐世保市鹿町町鹿町1004番地２、前住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免185番地
債務者　馬場　明子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
長崎県佐世保市御船町６番19号、前住所長崎県佐世保市黒髪町354番地７
債務者　伊東　詩子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係